

保税工場の許可について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年6月13日

大阪税関長 高木 隆

記

1. 許可を受けた者の住所及び名称

東京都千代田区丸の内1丁目8番3号
カルビー株式会社

2. 保税工場の名称及び所在地

カルビー株式会社 京都工場
京都府綾部市とよさか町12番地

3. 保税工場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
2棟(7基) 8,219平方メートル

4. 保税作業の種類及び内容

シリアル食品の製造

5. 保税作業に使用する外国貨物の種類

フリーズドライいちご、フリーズドライりんご、オーツ麦

6. 許可の期間

自 平成 30 年 7 月 1 日
至 平成 36 年 6 月 30 日